

求職者支援訓練の 認定基準が 一部緩和 されました

新型コロナウイルスの影響を受け、シフトが減少した方や休業を余儀なくされている方向けの訓練を実施しませんか

緩和措置の内容

- ① 実践コースで「短期・短時間特例訓練」の設定ができるようになりました。
(令和4年3月31日までに開始するコースが対象です)

本訓練の対象コースについて

- ▶ 訓練期間が2週間以上～6か月で設定できます。
- ▶ 1か月あたりの訓練時間が60時間以上かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であることが必要です。
- ▶ 付加奨励金の就職率要件は1万円/人月：30%以上55%未満、2万円/人月：55%以上です。 ※詳細と注意事項は裏面をご覧ください。

- ② 実践コースで「オンライン訓練」の実施ができるようになりました。

- ▶ 従来は通所の方法に限られていましたが、通信の方法（同時双方型）でも行うことができます。（「職場体験」「職場見学」を除く）（※1）
- ▶ 通所による訓練の時間を総訓練時間の20%以上（※2）確保してください。

注）令和4年4月1日以降に開始するコースについては、※1は（「実技」「職場体験」「職場見学」を除く）、※2は40%以上となります。

- ③ 実践コースで「eラーニングコース」の実施ができるようになりました。

- ▶ 訓練期間が2か月～6か月、1か月あたり60時間以上で設定できます。

注）令和5年4月1日以降に開始する訓練コースについては、1か月あたり80時間以上となります。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

訓練実施機関の募集については、各都道府県に所在する支部において行いますので、詳しくはお近くの支部までお問い合わせください。

※機構ホームページ（<http://www.jeed.go.jp>）からも都道府県支部の所在地や連絡先をご確認いただけます。



各都道府県支部ページへ



短期・短時間特例訓練について

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう支援することを目的として、令和4年3月31日までの措置として、当該コースの設定が可能となりました。



短期・短時間特例訓練の特徴

特例コースの受講対象者は、「複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者（期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者）等の在職中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする者」などが主な対象者となります。

※ハローワークが受講希望者に確認して「短期・短時間特例訓練」の受講対象となるかを判断します。

～特徴～

① 訓練期間について

▶ 2週間以上6か月以下の適切な期間で設定ができます。

また、2週間以上1か月未満の訓練については、「1か月の訓練」とみなします。

② 訓練時間について

▶ 1か月につき60時間以上であり、かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であることが必要です。

③ 付加奨励金の就職率要件について

▶ 対象コースの付加奨励金の就職率要件は

1万円/人月：30%以上55%未満、2万円/人月：55%以上です。

※欠格要件については、30%未満が基準となります。

注意 訓練期間が3か月以上、かつ、1月の訓練時間が100時間以上のコースについては、特例コースの対象とはなりませんので、ご注意ください。

※具体的な申請手続きについては、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項（<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html>）をご覧ください。

※訓練カリキュラムの作成例等の提供をご希望の方は、機構支部までお問合せください。